

## 仙台市重度障害児者等受入短期入所事業所加算制度実施要綱

(令和2年9月25日健康福祉局長決裁)

### (目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第8項に基づく短期入所を行う者が重度の障害児者等に対して適切な支援を実施することを確保するため、法第28条第1項に基づく介護給付費の支給に加算して支給を行い、もって重度の障害児者の福祉の増進を図ることを目的とする。

### (対象者)

第2条 法第28条第1項に基づく介護給付費の支給に加算して支給を行う重度の障害児者等は、次の各号のすべてに該当することを要するものとする。

- (1) 市内に住民票及び居所を有する者
- (2) 市から自立支援給付の介護給付費のうち短期入所の支給決定を受けている者
- (3) 原則1：1以上の職員配置による支援を必要とする者

### (加算)

第3条 市は、加算対象重度障害児者の短期入所を行った者に対して、短期入所を行った日あたり、次に掲げる単位に「厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）」を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨て）を所定単位数に加算するものとする。

加算対象重度障害児者1人につき1日300単位

### (加算対象事業者)

第4条 第3条の加算の支給の対象となる者は、次の各号のすべてに該当することを要するものとする。

- (1) 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として市から指定を受けた者
- (2) 仙台市発達障害児者自立支援事業実施要綱（平成19年10月1日健康福祉局長決裁）に定める仙台市発達障害児者自立支援事業の受託事業者ではないこと

### (加算対象事業者の申請等)

第5条 加算の支給を受けようとする者は、あらかじめ仙台市重度障害児者等受入短期入所事業所加算制度給付（更新）申請書（様式第1号）を、市長に提出するものとする。

2 前項の申請書を受理した場合、市長は速やかにその内容を確認し、加算等の支給を行うときは、仙台市重度障害児者等受入短期入所事業所加算制度給付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 第1項の申請書の内容を変更しようとする者は、仙台市重度障害児者等受入短期入所事業所

加算制度給付変更承認申請書（様式第3号）により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

- 4 第1項の申請書の内容を中止し、又は廃止しようとする者は、仙台市重度障害児者等受入短期入所事業所加算制度給付（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）により市長に申請し、その承認を受けなければならない。
- 5 第1項の申請書の内容を更新しようとする者は、毎年4月1日から30日の間に、仙台市重度障害児者等受入短期入所事業所加算給付（更新）申請書（様式第1号）を、市長に提出するものとする。
- 6 前項の申請書を受理した場合、市長は速やかにその内容を確認し、更新を認めるときは、仙台市重度障害児者等受入短期入所事業所加算制度給付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（加算対象事業者の報告等）

- 第6条 加算対象事業者は、仙台市重度障害児者等受入短期入所事業所加算制度実施報告書兼計算書（様式第5号）を、短期入所事業を実施した月の翌月10日までに、市長に提出するものとする。
- 2 加算対象事業者は、前項の報告書とともに、請求書により、市長に対して加算等の支給を請求するものとし、市長は、当該請求のあった月の翌々月の末日までに支払うものとする。
  - 3 前項の請求書には、当該請求の内容を記載した仙台市重度障害児者等受入短期入所事業所加算制度サービス提供実績記録票（様式第6号）を添付するものとする。

（給付決定の取り消し）

- 第7条 加算対象事業者が加算対象重度障害児者等に対して短期入所事業を誠実に提供しない場合、法に基づく障害福祉サービス事業者の指定を取り消された場合その他加算対象重度障害児者等に対して適切な支援ができないと認める場合、市長は第5条第2項の決定を取り消すことができる。

（加算等の返還）

- 第8条 前条の規定により、決定を取り消された者は、取り消した日の属する月以降に支給を受けた加算等を市に返還しなければならない。

（委任）

- 第9条 この要綱に定めのない事項については、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から実施する。

附 則（令和4年4月1日改正）

この改正は、令和4年4月1日から実施する。